

令和8年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、平素からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地、家屋だけでなく、業務用の資産（償却資産）にも課税され、その所有者は地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在所有している資産について、資産所在地の市区町村長へ「償却資産申告書」を提出していただくことが必要です。

この「申告の手引き」をご覧の上、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

法定申告期限は令和8年1月31日（土）ですが、事務処理の関係上、**令和8年1月16日（金）**までに申告してくださるようご協力をお願いいたします。

インターネットによる電子申告も受け付けています。詳しくはeLTAX（地方税ポータルシステム）ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。



浦安市

申告書の提出先及び問合せ先

〒 279-8501

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市役所 財務部 固定資産税課

電話 047(351)1111（代表）内線 13605・13606・13607

047(712)6225（直通）

FAX 047(354)8491

Email kotei@city.urayasu.lg.jp

《 目 次 》

1 債却資産について	
(1) 債却資産とは	1
(2) 債却資産の種類	1
(3) 建築設備における家屋と債却資産の区分	1
家屋と債却資産の区分表	2
(4) 業種別の主な債却資産	3
(5) 申告の対象となる債却資産	4
(6) 申告の対象とならない債却資産	4
(7) リース資産の取り扱い	5
(8) 少額の減価債却資産の取り扱い	5
(9) 耐用年数の短縮等を適用した資産	5
(10) 非課税となる資産	5
(11) 固定資産税の減免が適用される資産	6
(12) 課税標準の特例が適用される資産	6
課税標準の特例	7
2 債却資産の申告	
(1) 申告していただく方	8
(2) 提出していただく書類	8
(3) 個人番号・法人番号の記載	9
(4) 耐用年数が改正された資産の申告	10
(5) 中古資産の耐用年数	10
(6) 提出期限	10
(7) 提出方法	10
(8) 国税との主な違い	11
(9) その他	11
3 債却資産の評価と課税	
(1) 評価及び価格決定	12
(2) 計算方法	12
(3) 課税標準額	12
(4) 免税点	12
(5) 税率及び税額	12
減価率及び減価残存率表	13
(6) 納付	14
(7) 閲覧	14
(8) 審査申出	14
(9) 年度内の変更・修正	14
課税標準の特例適用申請書	15
4 提出書類	
(1) 債却資産申告書の記載例	16
(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例	18
(3) 種類別明細書(減少資産・修正連絡用)の記載例	20

1 債却資産について

(1) 債却資産とは

「債却資産」とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される固定資産のことです。

具体的には、工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパート、マンションなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物（家屋で課税されているものは除く）・機械・工具・器具・備品等の固定資産をいいます。

なお、「事業のために用いる」とは、所有者がその債却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

(2) 債却資産の種類

資産の種類			主な資産の例
第1種	構築物	構築物	橋、岸壁、煙突、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）等
		建物附属設備	可動間仕切、受変電設備、予備電源設備、LAN設備、賃借人による内装・造作等
第2種	機械及び装置		工作機械、土木機械、電気機械、建設機械、印刷機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備等
第3種	船		ボート、釣船、屋形船、はしけ等
第4種	航空機		飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具		大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー）、構内運搬車、貨車、客車等 (自動車税・軽自動車税の対象車両を除く)
第6種	工具、器具及び備品		パソコン、プリンター、テレビ、事務用机椅子、応接セット、自動販売機、事務機器、医療機器、工具等

(3) 建築設備における家屋と債却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体になって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取り扱いでは、家屋と債却を区分して評価しています。

ア 家屋と設備の所有者が同一の場合は、以下のものを債却資産として評価します。

- ・独立した機器としての性格が強いもの（受変電設備等）
- ・特定の生産又は業務の用に供されるもの（動力用配線設備等）
- ・取り外しが容易で別の場所へ自在に移動できるもの（ルームエアコン等）

イ 家屋と設備の所有者が異なる場合は、債却資産となります。

- ・賃借人（テナント）が取り付けた業務用の内装・造作及び建築設備等

家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
給排水衛生設備	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ 配管・配線等		○		○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報装置	設備一式	○			○
	太陽光発電設備	屋根材一体型太陽光パネル	○			○
		上記以外の太陽光パネル		○		○
		パワーコンディショナー、電力計、接続ユニット等		○		○
空調設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○		○
			○			○
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用) 局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用)		○		○
		中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		○		○
			○			○
	衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
その他の設備等	空調設備	ルームエアコン (壁掛け型)、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○		○
			○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	厨房設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機、気送子 エレベーター、エスカレーター、気送管設備 (エアシューター)、小荷物専用昇降機	○			○
		顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店、ホテル、百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
外構工事	外構工事	洗濯設備、冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (衝立)、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○

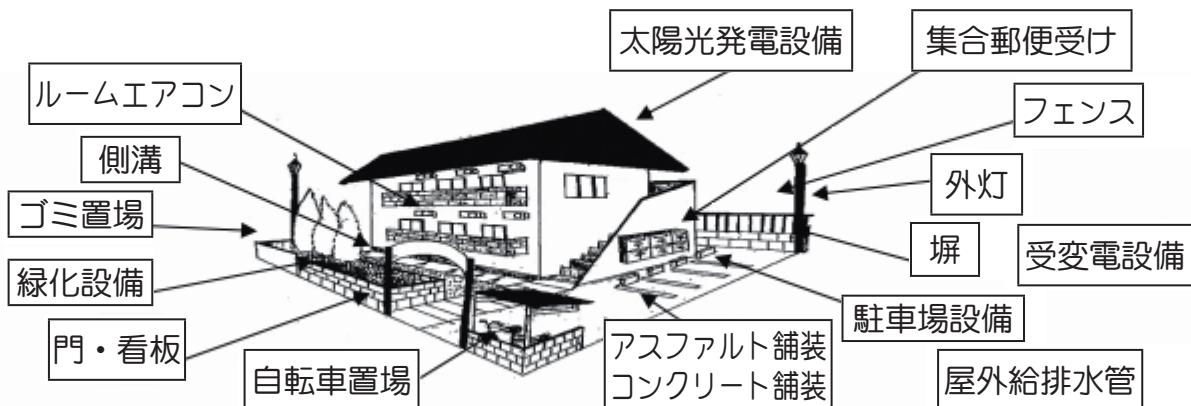
※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

(4) 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産
各業種共通	内外装造作、看板、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、応接セット、事務机椅子、ロッカー、キャビネット、レジスター、金庫、コピー機、パソコン、プリンター、LAN設備、太陽光発電設備等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
料理飲食業	接待用家具及び備品、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、POSシステム、カラオケセット、テレビ、放送設備等
ホテル・旅館業	接客用備品、厨房設備、照明設備、放送設備、自家発電設備等
製造業	動力配線、各種設備（電気機器製造、金属製品製造、食品製造等）、洗浄給水設備、貯水設備、構内舗装、太陽光発電設備等
建設業	大型特殊車両、ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、ポンプ、発電機、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業	測定工具、検査工具、旋盤、溶接機、充電器、コンデンサー等
印刷業	各種印刷機、活字盤铸造機、裁断機、製本設備等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、地下タンク、洗車機、独立キャノピー等
医（歯）業	ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、CTスキャン、歯科診療ユニット、手術器具、消毒殺菌用機、キャビネット等
理容業・美容業	理（美）容椅子、洗面設備、パーマ器、消毒殺菌用機器、ドライヤー、タオル蒸器、テレビ、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ボイラー等
遊技施設	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、島工事等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
福利厚生施設・研修施設等	福利厚生施設（社宅、寮、宿舎、保養所、医療用施設、食堂施設等）、研修施設等の設備、備品等（家屋として課税されているものは除く）
不動産貸付業（アパート経営・貸店舗等）	柵、門扉、舗装路面、植栽、自転車置場、駐車場設備、屋外電気設備、屋外給排水設備、受変電設備、ゴミ置場、太陽光発電設備等
駐車場業	柵、照明設備、舗装路面、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、立体駐車場設備、駐車場精算機、駐車券発行機等

※家庭と兼用で使用するもの（パソコン、プリンター等）も償却資産に該当します。

〈例：賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産〉



(5) 申告の対象となる償却資産

令和8年1月1日(賦課期日)現在で、事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。

- ア 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- イ 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- ウ 賃借人(テナント)が取り付けた内装、建築設備等の事業用資産
- エ 使用可能な期間が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産
- オ 使用可能な期間が1年未満、又は取得価額が20万円未満の資産であっても、個別減価償却している資産
- カ 建設仮勘定で経理されている資産で、賦課期日現在、一部又は全部が完成し、事業の用に供されている資産
- キ 簿外資産(会社の帳簿には記載されていない資産)
- ク 償却済資産(減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産)
- ケ 遊休資産(稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- コ 未稼働資産(すでに完成しているが、まだ稼動していない資産)
- サ 改良費(資本的支出=新たな資産と見なし、本体と別に申告してください。)
- シ 福利厚生施設(社宅、寮、宿舎、保養所等)・研修施設等の設備、備品等の資産
- ス 美術品等のうち、取得価額が1点100万円未満であるもの、又は100万円以上でも時の経過により価値が減少することが明らかな資産
- セ 取得価額が30万円未満で、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしている資産

(6) 申告の対象とならない償却資産

- ア 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの

※誤って資産計上されていることがありますので、注意してください。

(ただし、大型特殊自動車(0及び00~09、000~099、9及び90~99、900~999ナンバー)、構内運搬車、貨車、客車等は償却資産に該当します。)

- イ 無形減価償却資産(特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等)
- ウ 繰延資産(開業費、試験研究費等)
- エ 棚卸資産(貯蔵品、商品等)
- オ 果樹、生物(観賞用・興業用のものは申告対象)
- カ 美術品等のうち、取得価額が1点100万円以上であるもの、又は100万円未満でも時の経過により価値が減少しないことが明らかなもの
- キ 使用可能な期間が1年未満、又は取得価額10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの、又は必要経費としているもの)
- ク 取得価額が20万円未満で、3年間の一括償却をしているもの

※「使用可能な期間」とは、国税(法人税・所得税)上での資産の使用価値を判定したものの、耐用年数を示すものではありません。償却資産として申告する場合は、法定耐用年数を記載してください。

(7) リース資産の取り扱い

リース資産は契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、資産を借りている方に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	借主	貸主
<通常の賃貸借契約によるリース資産> 期間満了と同時に資産が回収される場合。	×	○
<実際の売買にあたるようなリース資産> 所有権保留付割賦販売等、リース期間満了後に資産が使用者の所有物となるような場合。	○	×

(○=申告対象、×=申告対象外)

※ 平成20年4月1日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱われますが、固定資産税(償却資産)においては、従前どおり所有者である貸主(リース会社等)が申告する必要があります。

また、所有権移転外ファイナンスリース取引の貸主が所有するリース資産で、取得価額20万円未満のものは申告の対象になりません。

(8) 少額の減価償却資産の取り扱い

償却方法	取得価額 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例(即時償却)※	△	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		
リース資産(ファイナンスリース)	×	×	○	○

(○=申告対象、×=申告対象外)

※ 平成18年4月1日以降に取得した資産のうち、国税で「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用されるものであっても固定資産税では特例は適用されませんので、申告の対象となります。また、取得価額10万円未満の資産については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産のみが対象となります。

(9) 耐用年数の短縮等を適用した資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、下記に該当する資産がある場合は、申告書に必要書類を添付してください。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりません。

事項	所轄	添付書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書(写)
増加償却	税務署長	増加償却の届出書(写)
耐用年数の確認	税務署長	耐用年数の確認に関する届出書(写)

(10) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた資産は、非課税となります。該当する資産を所有されている方は、非課税内容に係る資料とともに「固定資産税非課税適用申告書」を提出してください。

(11) 固定資産税の減免が適用される資産

浦安市税条例第 71 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者から申請があつた場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。該当する資産を所有されている方は、減免内容に係る資料とともに「固定資産税減免申請書」を提出してください。

(12) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。(7 ページを参照)

該当する資産を所有されている方は、特例に該当することがわかる書類（各種申請書・届出書・許可書等の写し、パンフレット、仕様書、設計図、処理工程図、所在図等のうち必要なもの）とともに「固定資産税（償却資産及び事業用家屋）の課税標準の特例適用申請書」を提出してください。申請書は 15 ページをコピーしていただきか、浦安市ホームページからダウンロードしてください。

ア わがまち特例

平成 24 年度税制改正で、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）が導入され、国が一律に定めていた地方税法の特例措置について、地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができるようになりました。浦安市税条例により特例率を定めています。

イ 中小事業者等認定先端設備等に係る特例

「生産性向上特別措置法」により、中小事業者等が浦安市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した資産及び事業用家屋について、課税標準の特例が適用されます。

ファイナンスリースで導入した資産の固定資産税をリース会社が負担する場合は、リース会社が特例を利用して固定資産税軽減分をリース料から差し引くことにより、中小企業者等に対して軽減を還元します。提出の際は、必要書類に「特例（認定先端設備）提出書類チェックシート」を添付してください。

ウ 東日本大震災に係る特例

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（被災資産）の代わりとして、災害救助法が適用された被災地（浦安市適用）において、取得又は復旧・補強等の改良をした資産（代替資産）に対し、課税標準の特例が適用されます。

該当する資産を所有した方は、「代替取得償却資産に係る課税標準の特例適用申告書」及び「代替取得償却資産対照表」を提出してください。

書類は、浦安市ホームページからダウンロードするか、固定資産税課までご連絡ください。

課税標準の特例（一部抜粋）

根拠法令	特例内容	具体例	令和7年10月現在		
適用期間	特例率				
地方税法第349条の3関係					
第349条の3第27項	家庭的保育事業	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産			
第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産	平成29年4月1日から	期限なし	※1/3
第349条の3第29項	事業所内保育事業 (利用定員5人以下に限る)	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産			
地方税法附則関係					
第15条第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	※1/2
第15条第2項第2号	ごみ処理施設	焼却装置、集じん装置、排水装置等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	1/2
第15条第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場	貯留構造物、遮水工、雨水集排水装置等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	2/3
第15条第2項第4号	産業廃棄物処理施設	廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処理場等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	1/3
第15条第2項第5号	下水道除害施設	公共下水道使用者が設置するph調整槽・加圧浮上分離装置・汚泥処理装置等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	※2/3
第15条第25項第1号イ	特定太陽光発電設備 (1,000KW未満)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型太陽光発電設備	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	※2/3
第15条第25項第3号イ	特定太陽光発電設備 (1,000KW以上)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型太陽光発電設備	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	※3/4
第15条第43項	中小事業者等認定先端設備 (賃上げ率:1.5%)	認定先端設備等導入計画に従って取得した資産及び事業用家屋	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	3年間	1/2
	中小事業者等認定先端設備 (賃上げ率:3%)	認定先端設備等導入計画に従って取得した資産及び事業用家屋	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	1/4
第56条第12項	東日本大震災に係る被災代替償却資産	被災資産と同一種類用途の資産、被災資産の復旧補強等の改良費	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで	4年間	1/2

※ 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）により、浦安市税条例で特例率を定めています。

上記取得時期以前に取得したものについては、従前の旧地方税法及び同附則の規定に基づいて、特例が適用されます。

2 債却資産の申告

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在で、浦安市内に事業用債却資産を所有している方です。

なお、次の方々も申告が必要となります。

ア 債却資産を他に賃借している方

イ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている債却資産は原則として買主の方

ウ 債却資産の所有がわからない場合は使用されている方

エ 債却資産を共有されている方

※ 各々の持分に応じて申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告していただくことになります。(例：株式会社浦安 株式会社舞浜運送)

(2) 提出していただく書類

ア 前年度に申告された方・・・増減申告

提出書類 申告の区分	申告書	種類別明細書		記載上の注意
		増加資産・ 全資産用	減少資産・ 修正連絡用	
増加した資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	申告書備考欄「1 資産増減あり」に○をつけてください。
減少した資産がある方	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	申告書備考欄「1 資産増減あり」に○をつけてください。
増加・減少資産の両方ともある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申告書備考欄「1 資産増減あり」に○をつけてください。
資産の増減がない方	<input type="radio"/>	—	—	申告書備考欄「2 資産増減なし」に○をつけてください。
該当資産がない方	<input type="radio"/>	—	—	申告書備考欄「3 該当資産なし」に○をつけてください。
廃業・解散・商号変更・合併・転出等の方	<input type="radio"/>	—	—	申告書備考欄「4 事業廃止等」に事由・年月日を記載ください。
修正する資産がある方 (耐用年数変更を含む)	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	申告書備考欄に「修正資産あり」と記入してください。

※ 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの資産の増減を記載してください。

※ 令和7年1月1日以前の資産の増加・減少について申告漏れ等があった場合は、その分を含めて申告してください。

※ 前年度に増減申告、又は新規で申告された方には、令和8年1月1日現在の「債却資産種類別明細書」を同封しましたので、ご参考にしてください。

企業電算で申告された場合は、「債却資産種類別明細書」はありません。

※ 資産に増減がない場合でも、「債却資産申告書」は必ず提出してください。

イ 初めて申告される方・・・全資産申告

申告の区分	申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	記載上の注意
申告する資産がある方	○	○	申告書備考欄「1 該当資産あり」に○をつけてください。

※令和8年1月1日現在に所有するすべての資産を記入してください。

ウ 企業電算で申告される方・・・全資産申告

提出書類	記載上の注意
償却資産申告書	ア 独自様式で申告される場合は、全国統一様式（第26号様式）により、すべての事項を記載してください。 イ 評価額、決定価格及び課税標準額を記載してください。
種類別明細書	ア すべての資産を記載してください。（資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。） イ すべての資産について、評価額と課税標準額を記載してください。 ウ 評価額の最低限度は、取得価額の5%です。 エ 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率及び課税標準額を記載してください。 オ 改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体と区分して申告してください。 カ 資産の増加・減少がある場合は、増加・減少リストを添付してください。 増減事由も記載してください。
その他の	ア 商号変更・合併・移転等がありましたら、申告書備考欄に事由・年月日を記載してください。 イ 浦安市から送付した申告書を添付してください。

※ 固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）では、減価償却の取り扱いが異なりますのでご注意ください。（「(8) 国税との主な違い」をご参照ください。）

(3) 個人番号・法人番号の記載

社会保障・税番号制度の導入に伴い、償却資産申告書に個人番号、又は法人番号を記載してください。

なお、個人事業主として申告される方は、番号法に基づく本人確認が必要となりますので、番号及び身元確認資料の提出をお願いします。代理人が提出する場合は、委任状、税務代理権限証書等のほかに代理人の身元確認資料も必要となります。

番号確認（写し）	個人番号カード（裏）、番号通知カード、住民票（個人番号記載）等
身元確認（写し）	個人番号カード（表）、写真付身分証明書（運転免許証、パスポート等） 健康保険の被保険者証 等
代理権確認（原本）	委任状、税務代理権限証書 等
代理人身元確認（写し）	代理人個人番号カード（裏）、税理士証票、運転免許証、社員証 等

※ 電子申告（e-LTAX）は、電子証明書等により本人確認を実施するため、確認資料の添付は不要です。

※ 法人は法人番号の記載のみで、確認資料の提出は必要ありません。

(4) 耐用年数が改正された資産の申告

平成 20 年度税制改正において、耐用年数省令の一部改正が行われ、特に「機械及び装置」について、区分を含めて全面的な改正が行なわれました。

省令改正後の耐用年数は、平成 21 年度から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時にさかのぼって改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

中古や移動で取得された資産で該当するものは、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の「摘要」欄に改正年度及び改正前の耐用年数を記入してください。

また、現存資産の中で申告もれ、又は誤りがあった場合は、「種類別明細書（減少資産・修正連絡用）」の「耐用年数」欄に新旧の年数を記載してください。

(5) 中古資産の耐用年数

中古資産を取得した場合は、その資産の耐用年数を法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以後の使用可能期間を見積り、これを耐用年数とすることができます。

ただし、その中古資産を事業の用に供するために出した資本的支出（改良費等）の金額が、その中古資産の再取得価額（中古資産と同じ新品のものを取得する場合の取得価額）の 50% に相当する額を超える場合は、法定耐用年数を適用することになります。

また、使用可能期間の見積りが困難であるときは、簡便法により算定した年数によるることができます。

（簡便法による耐用年数の計算）

法定耐用年数の全部を経過した資産	法定耐用年数 × 20% 例：7 年 × 20% = 1.4 年 = 2 年
法定耐用年数の一部を経過した資産	(法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数 × 20%) 例：(15 年 - 9 年) + (9 年 × 20%) = 7.8 年 = 7 年

※ 算出した耐用年数に 1 年未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。なお、その年数が 2 年に満たない場合、耐用年数は 2 年とします。

(6) 提出期限

法定申告期限は令和 8 年 1 月 31 日（土）ですが、事務処理の関係上、**令和 8 年 1 月 16 日（金）** までに提出してくださるようご協力を願いいたします。

(7) 提出方法

ア 直接提出する場合は、浦安市役所 2 階 固定資産税課へご持参ください。

イ 郵送で申告される場合は、下記住所へお送りください。

〒 279-8501

千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

浦安市役所 財務部 固定資産税課

電話 047 (351) 1111 (代表) 内線 13605・13606・13607

047 (712) 6225 (直通)

※ 申告書控の返送をご希望の場合は、必ず返信用切手を貼った封筒を同封してください。

ウ 電子申告により提出される場合は、事前に e L T A X (地方税ポータルシステム) に登録していただいてからの申告となります。詳しくは e L T A X のホームページでご確認ください。

e L T A X ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp>

e L T A X ヘルプデスク 電話 0570-081459

(上記の電話番号でつながらない場合は 03-6745-0720)

受付 9:00 ~ 17:00 (土日祝日と 12/29 ~ 1/3 は除く)

(8) 国税との主な違い

項目	固定資産税 (償却資産)	国税 (法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日 (1月1日)	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	定率法 (減価率は「旧定率法」で使用する償却率と同じ)	【平成19年3月31日以前取得】 旧定額法、旧定率法の選択制 ※建物については旧定額法 【平成19年4月1日以降取得】 定額法、定率法の選択制 ※建物については定額法 ※平成28年4月1日以降取得の構築物・建物附属設備は定額法
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
少額減価償却資産の即時償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額 (1円) まで
改良費	区分評価	区分評価 ※平成19年3月31日以前は合算評価

(9) その他

ア 正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び浦安市税条例第73条の規定により過料が科せられる場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により罰金が科せられる場合があります。

イ 申請書の受理後、地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。その際は、帳簿の提出、担当者の立会い等のご協力をお願いすることがあります。

また、調査に伴い、修正申告をお願いすることがあります。

ウ 修正申告の課税については、現年度だけではなく、資産を取得した翌年度までさかのぼって課税することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

エ 廃業・解散・転出等により、申告すべき資産が浦安市内になくなつた場合は、「償却資産申告書 (償却資産課税台帳)」の「備考」欄の「4 事業廃止等」に事由・年月日を記入して、提出くださるようお願いいたします。

3 債却資産の評価と課税

(1) 評価及び価格決定

償却資産の評価は、取得時期、取得価格及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産により算出した評価額が決定価格となります。

償却資産の耐用年数は、総務大臣告示である「固定資産評価基準」で定められており、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表」に掲げる耐用年数によります。業種・構造・用途等により年数が定められています。浦安市ホームページに耐用年数表を掲載していますので、ご参考にしてください。

(2) 計算方法

前年中に取得した資産	取得価格 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率) ※ 次年度以降は、この方法で計算し、取得価格の 5 %まで減価します。

※減価率は、13 ページの「減価率及び減価残存率表」をご参照ください。

【計算例】

取得額 250,000 円、取得時期 令和 7 年(2025 年) 6 月、耐用年数 4 年の資産の場合

(耐用年数 4 年、前年中取得のものの減価残存率 0.781)

(耐用年数 4 年、前年前取得のものの減価残存率 0.562)

令和 8 年度(2026 年度) <初年度>	250,000 円 × 0.781 = 195,250 円
令和 9 年度(2027 年度) <2 年目>	195,250 円 × 0.562 = 109,730 円
令和 10 年度(2028 年度) <3 年目>	109,730 円 × 0.562 = 61,668 円
令和 11 年度(2029 年度) <4 年目>	61,668 円 × 0.562 = 34,657 円
令和 12 年度(2030 年度) <5 年目>	34,657 円 × 0.562 = 19,477 円
令和 13 年度(2031 年度) <6 年目>	19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※ 6 年目で算出額が取得価額の 5 % (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

(3) 課税標準額

令和 8 年 1 月 1 日現在の償却資産の価額で、償却資産課税台帳に登録されたものの合計額です。課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額となります。(1,000 円未満切捨て)

(4) 免税点

課税標準額(全資産の合計)が 150 万円未満の場合は、課税されません。ただし、免税点未満になると判断される場合でも申告は必要です。

(5) 税率及び税額

課税標準額(1,000 円未満切捨て) × 1.4% = 年税額(100 円未満切捨て)

減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		(1 - r / 2)	(1 - r)			(1 - r / 2)	(1 - r)
—	—	—	—	26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

※税務ソフトで償却資産申告書を作成すると、耐用年数が1年と表記される場合があります。

償却資産では耐用年数1年の資産はありませんので、法定耐用年数を記載してください。

(6) 納付

4月上旬に発送します固定資産税納税通知書により、年4回（4月・7月・12月・翌年2月）に分けて納付していただきます。

バーコードが入っている納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。

また、クレジットカード（決済手数料がかかります）で納付することもできます。

口座振替をご希望される方は、市内の金融機関に、「浦安市口座振替依頼書」を備えていますので、金融機関の窓口で申し込みができます。

なお、郵送でも申し込みができますので、ご希望の方は浦安市役所収税課（電話047-351-1111 内線13703～13708）へお問い合わせください。

口座振替は手続きに2ヶ月ほどかかりますので、口座振替が間に合わない納期分については、納付書でお支払いください。

(7) 閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、浦安市役所固定資産税課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、4月1日以降となります。

(8) 審査申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示があった日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月以内に、文書をもって浦安市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

(9) 年度内の変更・修正

申告内容に変更や修正があった場合は、償却資産申告書及び種類別明細書を「修正申告」として、再度提出してください。前年度以前にも関係する場合は、年度ごとの償却資産申告書及び種類別明細書を提出してください。（現年度を含めた5年間について修正可能です。）

また、年度内に所在地や名称の変更、事業廃止などがありましたら、浦安市役所固定資産税課へご連絡ください。手続きに必要な書類を送付します。

書請由適用特例の標準課税の業用家屋)及び事業用資産(償却資産)の課税標準の適用に由請書

令和 年 月 日	申請者	お問合せ番号	特例規定	地方税法第349条の3第1項第1号
(宛先) 浦安市長	住所又は所在	特別償却	有	無
下記の資産について、課税標準の特例を適用してくださるよう関係書類を添えて申請いたします。		内 容	特例内容	申告方式
		電 話 番 号	申告方式	一般申告・企業電算申告・電子申告

種類別明細書(「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の内容と合致するようにしてください。件数が多い場合は別紙による提出でもかまいません。)

地方税法附則第64条 事業用家屋(300万円以上の先端設備等)と共に道入(取得)されたもの。既存家屋は対象となりません。

所 在 地	家 屋 番 号	種類(用途)	取得年月日(建築年月日)	延床面積	床面積のうち事業用割合		備 考
					面 積 m^2	面 積 m^2	
浦安市			年 月 日	m^2			%
浦安市			年 月 日	m^2			%
浦安市			年 月 日	m^2			%

※※※生産性向上特別措置法に基づく「先端導入計画」による特例は、浦安市HP内の「提出書類チェックシート」を添付して提出してください。

償却資産報告の記載例

* 過年度(平成)の申告をする場合は、「年度」の元号を修正してください。

- ① 申告年度を記載してください。
- ② 納税通知書の送付先とすべき住所を記載してください。
- ③ ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数、室番号等を記載してください。
- ④ 氏名（名称）を記載し、ふりがなを付して押印してください。
- ⑤ 個人は左1マスを空けて12桁の個人番号を、法人は左から13桁の法人番号を記載してください。
- ⑥ 事業種目を具体的に記載してください。
- 法人にあつては、資本金又は出資金の金額も記載してください。
- ⑦ 浦安市内で事業を開始した年月を記載してください。
- ⑧ この申告について応答される方の部署、氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑨ 税理士等に委託している場合は、氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑩ 紳税通知書のお問合せ番号を記載してください。土地家屋の所有がない新規申告の場合は、記載する必要はありません。
- ⑪ 該当するものをおで囲んでください。（特例がある場合は、「10 課税標準の特例」の「有」をおで囲んでください。）
- ⑫ 借用資産（リース・レンタル）の有無について該当する方をおで囲んでください。
- ⑬ 借用資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。
- ⑭ 該当するものをおで囲んでください。
- ⑮ 廃業、解散、合併、転出等異動がある場合は、異動年月日及び事由を記載してください。
- ⑯ 添付書類がある場合は、書類名を記載してください。
- ⑰ 前年度申告した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。
- ⑯ 前年中に減少した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。
- ⑰ 前年中に増加した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。
- ⑱ 【前年前に取得したもの（イ）】 - 【前年中に減少したもの（ハ）】 + 【前年中に増加したもの（ハ）】によって、算出した取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。

前年度申告された方には、住所、氏名及び前年度取得価額を印字したものをお送付しています。
自社用紙で申告される場合は、送付された申告書を添付してください。

- ① 申告年度を記載してください。
- ② 納税通知書のお問合せ番号を記載してください。土地家屋の所有がない新規申告の場合は、記載する必要はありません。
- ③ 氏名（名称）を記載してください。
- ④ 用紙の枚数を記載してください。
- ⑤ 資産の種類に対応するコードを記載してください。
- ⑥ 資産の名称及び規格等を 20 文字以内に記載してください。（漢字可）
- ⑦ 資産の数量を記載してください。単位は省略してください。
- ⑧ 資産を取得した年月を記載してください。年号欄には年号に対応するコードを記載してください。
- ⑨ 資産の取得価額を記載してください。

なお、「取得価額」は、償却資産を取得するため通常支出すべき金額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他直接要した費用を含む）をいいます。また、圧縮記帳は償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

⑩ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる耐用年数を記載してください。（平成 20 年度税制改正により、耐用年数表が変更されていますのでご注意ください。）

なお、中古資産について、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。

⑪ 該当する増加理由を○で囲んでください。

⑫ 非課税該当資産、課税標準の特例が適用される資産等については適用される内容を、または資産の価格決定にあたって参考となる事項を記載してください。（平成 19 年 12 月以前の資産で、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産を取得した場合は、その旨を記載してください。）

資産の種類		年号		増加理由	
1	構築物	3	昭和	1	新品取得
2	機械及び装置	4	平成	2	中古品取得
3	船舶	5	令和	3	移動による受け入れ
4	航空機			4	その他
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				

年号		増加理由	
3	昭和	1	新品取得
4	平成	2	中古品取得
5	令和	3	移動による受け入れ
6	その他	4	

種類別明細書（減少資産・修正連絡用）の記載例

第二十六号様式別表一(提出用)

令和8年度

（減少・修正・連絡用）賃貸産業別明細書

5320012345

1
4
名
者
有
所
在
浦
安
社
會
社
式
1
1

有
所
③
株式会社浦安

四

三

14

曲及び区分

申告
省令
耐用年数
額

得年月
取数等
杯

卷一

行番資產(5) 消抹

種類 号	年 号	月	量	新			改 正 度			3移動			4その他			2一部		
				日	正	度	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
01 1	1 0 0 0 0 0 0 2 3	駐車場 フエンス (舞浜)	1 4 11 09	十億	百万	円	1 0 6 5 0 0 0	15			1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
02 2	2 0 0 0 0 0 0 3 5	自動包装機	1 4 15 04				1 0 3 8 0 0 0	10			1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
03 2	2 0 0 0 0 0 0 1 3	冷蔵庫	1 4 3 04				9 8 6 0 0 0	10			1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
04 2	2 0 0 0 0 0 0 1 4	冷蔵庫配線工事	1 4 3 04				2 2 0 0 0 0	10			1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
05 6	6 0 0 0 0 0 1 1 6	パソコン	1 4 25 03				3 5 0 0 0 0	04			1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
06 6	6 0 0 0 0 0 3 9	冷蔵ショーケース	1 4 15 05				3 7 5 8 0 0 0	06			1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
07 6	6 0 0 0 0 0 1 4 3	ラックサーバー	1 5 2 10				1 8 6 0 0 0	05			1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
08											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
09											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
10 修 正 申 告											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
11 2	2 0 0 0 0 0 0 2 9	鮮魚冷蔵庫	4 13 04				10 8	○			1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
12 2	2 0 0 0 0 0 4 1	自動加工機	4 21 08				10 8				1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
13 6	6 0 0 0 0 0 1 3 7	ファクシミリ	5 2 01				05				1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
14											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
15											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
16											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
17											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
18											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
19											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4
20											1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4	1 1 2	3 4

7603000

『耐年改正』欄は、耐用年数監査による場合による場合に〇をつけください。

「減少の事由及び区分」の欄は、該当するものに〇をつけてください。

過年賀(平成)の申告に伴い、明細書を提出する場合は、元号を修正してください。

- ① 申告年度を記載してください。
- ② 納税通知書のお問合せ番号を記載してください。
- ③ 氏名（名称）を記載してください。
- ④ 用紙の枚数を記載してください。
- ⑤ 資産の種類に対応するコードを記載してください。
- ⑥～⑪

（減少の場合）

減少した資産について、同封しました「償却資産種類別明細書」に記載されたコード等を転記してください。

資産の一部を減少した場合は、減少した数量及び取得価額を記載してください。

（修正の場合）

修正した内容を記載してください。（『摘要』欄に修正内容を記載してください。）

耐用年数の修正については、『新』欄に新しい耐用年数、『旧』欄に以前の耐用年数を記載してください。

- ⑫ 耐用年数省令改正による場合は〇をつけしてください。（耐用年数適用誤りの修正は該当しません。）

※今年度は省令改正による耐用年数の変更はありません。

- ⑬ 該当する事由及び区分を〇で囲んでください。

参考となる事項（一部減少資産の内容、修正内容、特記事項等）を記載してください。

「償却資産申告書」の『前年中に減少したもの』と同じ額になるようにしてください。

取得価額に変更がない修正（耐用年数変更、取得年月訂正等）は、集計に入れないでください。

減少・修正する資産が多い場合は、送付した種類別明細書を修正して提出してもかまいません。

資産の種類	年号	区分	
		減少の事由	区分
1 構築物	3 昭和	1 売却	1 全部
2 機械及び装置	4 平成	2 減失	2 一部
3 船舶	5 令和	3 移動	
4 航空機		4 その他	
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			

**償却資産申告書・種類別明細書の様式が
浦安市ホームページからダウンロードできます。**

浦安市ホームページ「償却資産の申告」に「償却資産申告書」「種類別明細書」等を掲載していますので、必要な方はダウンロードしてくださるようお願いいたします。

ホームページに掲載されている様式で申告される方で控が必要な場合は、2枚印刷していただき、コピーをお取りください。お願いいたします。

インターネット環境がない等の理由で従来どおりの書類（複写式）が必要な方は、浦安市役所固定資産税課へご連絡ください。書類を送付いたします。

浦安市ホームページ「償却資産の申告」

<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/zeikin/koteishisanzei/1000302.html>

ホーム > <暮らし・手続き> > 税金 > 固定資産税 > 償却資産の申告

このラベルを切り取って、封筒に貼り付けてご利用ください。(別途切手の貼付が必要です。)



279-8501

千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市役所 財務部 固定資産税課 行

(償却資産申告書在中)

提出前に次の確認をお願いします。

- 申告書に印を押してありますか？
 - 申告書に連絡先の記入はされていますか？
 - 個人番号、又は法人番号の記入はありますか？
 - 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
 - 増加事由欄の記入はありますか？
 - 減少事由及び区分欄の記入はありますか？
 - 摘要欄に修正内容等の記入はありますか？
- 非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に申請書類の提出をお願いします。